

件 名

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則について

提案理由

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則を別紙のとおり制定したいので、審議願います。

概 要

1 趣旨

地方自治法第180条の7の規定に基づき、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任することに関し必要な事項を定めるもの

2 内容

次の事務を県企画財政部情報システム戦略課長に委任することについて規定

- (1) 地方自治法第244条の6第1項のサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、又はこれを変更すること。
- (2) 地方自治法第244条の6第2項の規定により上記(1)の方針を公表すること。

※ (1)及び(2)ともに、埼玉県立学校における教育の情報化のための情報通信ネットワークを利用する情報システムに係るものを除く。

3 施行期日

令和8年4月1日

「埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則」の制定について

情報セキュリティ対策の重要性の高まりを踏まえて地方自治法が改正(令和8年4月1日施行)され、地方公共団体の議会、長及び教育委員会などの執行機関は、それぞれサイバーセキュリティを確保するための方針を策定し、公表することが義務付けられた。

本県は既に策定している情報セキュリティポリシーを見直し、同法の方針とする予定であることから、方針の策定及び変更、さらに公表の事務を地方自治法第180条の7の規定に基づき、令和8年4月1日から県企画財政部情報システム戦略課長に委任する。

※ 情報セキュリティポリシーの適用範囲は、知事部局のほか教育委員会などの執行機関を含む。

全庁的な情報通信ネットワーク(県庁LANなど)を利用した情報システム*の利用に当たってのサイバーセキュリティ

今回、方針の策定等の事務を企画財政部情報システム戦略課長に委任

埼玉県立学校における教育の情報化のための情報通信ネットワーク(県立学校間ネットワーク)を利用した情報システム*の利用に当たってのサイバーセキュリティ

教育委員会独自の情報セキュリティポリシーにおいて方針を策定するため、委任しない。

* 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及びUSBメモリ等の情報を電磁的に記録するメディアで構成され、情報処理を行う仕組み

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の七の規定に基づき、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任することに関しては、他の教育委員会規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委任)

第二条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを埼玉県企画財政部情報システム戦略課長に委任する。

- 一 地方自治法第二百四十四条の六第一項のサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、又はこれを変更すること（埼玉県立学校における教育の情報化のための情報通信ネットワークを利用する情報システムに係るものを除く。）。
- 二 地方自治法第二百四十四条の六第二項の規定により同条第一項の方針を公表すること（埼玉県立学校における教育の情報化のための情報通信ネットワークを利用する情報システムに係るものを除く。）。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

2 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事務」の下に「（埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則（令和八年埼玉県教育委員会規則第 号）又は他の教育委員会規則の規定により埼玉県知事の補助機関である職員に委任された事務を除く。次条第一項及び第三条第一項において同じ。）」を加える。

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則 新旧対照表

附則第2項関係

(傍線の部分は、改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務<u>(埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則(令和八年埼玉県教育委員会規則第 号)又は他の教育委員会規則の規定により埼玉県知事の補助機関である職員に委任された事務を除く。次条第一項及び第三条第一項において同じ。)</u>の一部を、埼玉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第五条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を、埼玉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第五条 (略)</p>